

上野原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月27日

上野原市長

### 上野原市規則第1号

上野原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

上野原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成31年上野原市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「前第2項」を「前項」に改める。

第15条第1項中「政令第43条の5第1項」を「政令第47条第1項」に、「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第3項中「政令第43条の5第6項」を「政令第47条第6項」に、「令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第4項中「令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式第22号中「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「障害者の日常生活及び社会生活

を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項」に改める。

様式第23号中「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項」に改める。

様式第24号中「令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項」に改める。

様式第25号中「令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、この規則による改正後の規則の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第22号（第15条関係）

令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

上野原市福祉事務所長 宛

年 月 日

次のとおり、関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

フリガナ		①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法												
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)	個人番号	制 度	受給者証番号・被保険者等番号											
生 年 月 日	年 月 日													
居 住 地	電 話 番 号													
フリガナ		続 柄												
支給決定に係る 児童氏名		生年月日	年 月 日											
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額		円	申請に係るサ ービス利用月	年 月 分										
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額		円												
同 支 一 給 世 帯 決 に 定 属 す 障 害 他 の 者	氏 名	生年月日	①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法											
			制 度	受給者証番号・被保険者等番号										
	個人番号													
	個人番号													
	個人番号													

- (注1) 支払額を証する領収書を添付してください。
- (注2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
- (注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を次の口座に振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	銀行・農協 組合・信組 ( )	本店・支店 本所・支所 ( )
	預金種類	普通(総合) ・ 当座 ・ その他 ( )	
	フリガナ		
	口座名義人		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	電 話 番 号		

様式第23号（第15条関係）

令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）  
決定通知書

第 号  
年 月 日

様

上野原市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のあった高額障害福祉サービス等給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項に基づき、次のとおり決定したので通知します。

支給決定障害者 (保護者)氏名		受給者 証番号												
支給決定に係る 児 童 氏 名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金 融 機 関											
	口 座 種 目											
	口 座 番 号											
	口 座 名 義 人											

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に上野原市を被告として（訴訟において上野原市を代表する者は上野原市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
  - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

上野原市福祉事務所

住 所

電 話

F A X

様式第24号（第15条関係）

令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

上野原市福祉事務所長 宛

年 月 日

次のとおり、関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

フリガナ			①障害者総合支援法 ②介護保険法	
申請者氏名	個人番号		制度	受給者証番号・被保険者等番号
生年月日	年 月 日			
居住地	電話番号			
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額（注）	円	申請に係るサービス利用月	年 月分	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

（注）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）してください。

（注）支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	銀行・農協 組合・信組 ( )	本店・支店 本所・支所 ( )
	預金種類	普通（総合） ・ 当座 ・ その他 ( )	
	フリガナ		
	口座名義人		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	電話番号		

令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

上野原市福祉事務所長 印

年 月 日に申請のあった高額障害福祉サービス等給付費の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項に基づき、次のとおり決定したので通知します。

対象者氏名		受給者証番号											
受付年月日	年 月 日		決定年月日	年 月 日									
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額（注）	円		申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月	年 月分									
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		支給金額	円									
不支給の理由													

（注）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号											
	口座名義人											

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に上野原市を被告として（訴訟において上野原市を代表する者は上野原市長となります。）、提起することができます。  
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。  
 （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。  
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

上野原市福祉事務所  
住 所  
電 話  
F A X